

(参照条文)

○中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）（抄）

（職員の身分等）

第 40 条 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるところを基本とするものとする。

一～三 （略）

四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律その他の法令に基づく管理の対象としないものとともに、職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告するものとすること。

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（国会への報告等）

第 60 条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第 79 条又は第 82 条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 （略）

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）（抄）

（主務大臣への報告）

第 3 条 通則法第 60 条第 1 項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

（常勤職員の範囲）

第 4 条 通則法第 60 条第 1 項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条又は第 82 条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 7 条第 5 項の規定により休職者とされた者

三 國際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項の規定により育児休業をしている者又は同法第 13 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員（同法第 22 条の規定による勤務をしている者を含む。）

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 2 条第 5 項に規定する自己啓発等休業をしている者

六 （略）